

計量行政審議会 基本部会（令和7年度第2回）
議事要旨

日時：令和8年3月2日（月）13時00分～14時45分
場所：経済産業省別館11階1111会議室及びオンライン

出席者

初澤部会長、岩本委員、大田委員、奥委員、金澤委員、小林委員、戸澤委員、
樋口委員、平野委員、保倉委員、吉田委員

議題

1. 検定有効期間等検討小委員会での審議結果について
2. 特定計量器に係るサンプリング検査の導入の是非について

議事概要

1. 検定有効期間等検討小委員会での審議結果について

検定有効期間等検討小委員会 宮城委員長より同小委員会における審議結果の報告が行われた。

報告に対し、水道メーターのような過酷な環境に設置する場合にスマートメーターの通信性能に問題はないのか、機械駆動部のある水道メーターの器差試験の結果について、平成12年より平成17年の不具合率が上昇した理由はJIS改正により厳しい試験条件となったことが理由か、器差試験のサンプル検査の対象地域はどこか、使用公差でなく検定公差に着目した方がいいのではないかと、呼び径が異なる13mmと20mmの試験結果が記載されているが、これは両方とも家庭用であり差異が無いものとして考えてよいのか、スマートメーター普及の見込みを踏まえた上で水道メーターの有効期間の延長の検討をしているのか等の質問及び意見があった。

2. 特定計量器に係るサンプリング検査の導入の是非について

事務局より海外におけるサンプリング検査の導入状況等について、日本ガスメーター工業会技術委員会よりガスメーターについて、一般社団法人日本ガス協会技術部より都市ガスメーターにおける保安規制について、日本電気計器検定所より電気計器についての説明が行われた。

説明に対し、スマートメーターの導入は事業所で状況を確認できるなど有用と思われる、特定計量器のサンプリング検査については電子デバイスの耐久性が重要であるが、設置場所によって環境が異なるためサンプリング検査の導入は難しいのではないかと、導入にあまりメリットを感じられない、サンプリング検査を導入する場合、その検査は誰が行うことになるのか、計量法上、特定計量器の検定制度が厳密に行われておりこれが信頼に繋がっているにもかかわらず、サンプリング検査を導入することは

本来不合格となるようなものも合格とみなしてしまい消費者保護にならず、制度に馴染まない等の意見や質問があった。

その後、部会長が審議を総括し、本部会における審議等において、日本においては、サンプリング検査の導入は馴染まない、ユーザー事業者の負担軽減や技術革新を踏まえた対応の観点からはスマートメーターの導入促進や法定の有効期間そのものの延長を検討する方が建設的である等の意見が多く見られたことから、特定計量器に係るサンプリング検査の導入はしないこととするとの結論としたい旨の説明が行われ、異議なく承認された。

お問合せ先

イノベーション・環境局 計量行政室

E-mail : bz1-metrology-policy@meti.go.jp